21世紀を実りある「人権の世紀」へ

問い合わせ　生活環境部人権推進担当　☎38-2055

私たちは、日ごろから「差別はいけない」、「人権は尊重しなければならない」と思っています。しかし現実には、児童虐待や学校でのいじめや体罰、夫・パートナー等からの暴力、高齢者・障がい者の権利侵害や外国人に対する差別、ハンセン病回復者への宿泊施設への利用拒否など、さまざまな人権侵害が毎日のようにどこかで起こっています。

今回は、昨年から新聞報道でも大きく取り上げられていた「行政書士による戸籍謄本等の不正取得事件」について、東田寿啓氏から寄稿していただき、こうした事件の背景にある私たちの『人権意識』のあり方について、改めて考えてみたいと思います。

芦屋市・人権シンボルマーク

筆者紹介

東田寿啓（ひがしだ　としひろ）氏

●現在、加古川市人権教育指導員として、県下各市で人権啓発の講師等で活躍されています。今年３月には、本市上宮川文化センターにおいても、ご講演いただきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれます。

それを、実りあるものに実現していくためには私たちのまわりで起きている出来事を見つめ直し、「不合理なことを見過ごさない」「不合理なことはなくしていく」といった気持ちを、日常生活の中で育んでいくことが大切なのではないでしょうか。

戸籍謄本等の不正取得と差別意識

◆興信所が行政書士と結託 戸籍謄本等を不正取得

「興信所が行政書士に手数料を払って、他人の戸籍謄本等を大量に不正取得している」との情報が関係人権団体にもたらされたのは、二〇〇四（平成十六）年十二月のことです。「興信所が日々の活動を記載した業務日誌に書かれている。そこには『地名総鑑を返せ』という記載もある」ということでした。

業務日誌に出ていた行政書士は六十歳代の二人で、神戸市・大阪市に事務所を持つ人です。兵庫県と大阪府の行政書士会が調査したところ、行政書士に使用が許されている職務上請求書（注）を使って、戸籍謄本や除籍簿、戸籍の附票、住民票の写しを大量に不正取得していたことがわかりました。

神戸市の行政書士は、約七百件の不正取得があったことを認め、「不正ではないと思っていたが、途中で不正だと気がついてやめた」といっています。一方、大阪市の行政書士は「興信所を経営している女性が勝手に職務上請求書を取っていった」といいました。それならばこの女性を訴えるべきですが、そうせずに自主廃業してしまいました。そのため、事情を聞くことができなくなりました。いまだにこの人の不正件数は判然としませんが、過去に払い出した枚数から二千件ほどあるのではないかといわれています。

二人の行政書士は、不正に使用しているという認識はなかったのでしょうか。その行為によって、不正に戸籍謄本等を取られてしまった人がどんな被害を被るのか、考えたことがないのでしょうか。

◆身元調査によって縁談を壊された

もう一人、宝塚市の八十歳代の行政書士が不正を行っていることが判明しました。京都の女性が身元調査をされ縁談を壊されたとして民事訴訟を起こしていたのです。この行政書士は興信所からの依頼で、女性が被差別部落出身どうかを調べたのです。女性は、法廷で「私は出身ではない」と話すことを苦痛に感じ、途中で和解に踏み切りました。「被差別部落出身ではない」と言うことが差別だととらえたのです。

その後、破談になった男性と結婚しましたが、男性の親が身元調査を依頼したのですから、今も親同士は顔を合わすことはありません。そして、女性の心の傷は一生消えないのです。

この行政書士も約二千件の不正使用があったのではないかと言われています。兵庫県は、悪質と判断して「業務の禁止」処分にしました。しかし、処分後も、この行政書士の職務上請求書を使って戸籍謄本等を請求する人物が現れたことから、兵庫県は関係者を刑事告発しました。私文書偽造罪で九人が書類送検されています。

この事件を追及していく中で、大阪の興信所が部落地名総鑑を持っていることが明らかになりました。今まで存在が確認されていたもの一冊と、新たに二種類のものが発覚したのです。一九八九（平成元）年に法務省は「すべて回収した」と終結を宣言していましたが、興信所は隠し持っていたのです。

◆部落地名総鑑を隠し持っていた興信所

部落地名総鑑とは、全国の被差別部落の所在地、戸数、主な職業等を記載した差別図書で、一九七五（昭和五十）年から一九八九（平成元）年までに八種類のものが発見されました。大変な社会問題となり、法務省も人権侵犯事件として回収に取り組みました。

八番目に発覚した「同和地区地名総覧全国版」の序文には「極秘のお取り扱いを。就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっていることは、皆さんが十分ご承知のことと存じます。（中略）採用問題と取り組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労される家族のかたたちには、なかなか厄介な事柄かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することができればと、このたび世情に逆行して、本書を作製することにいたしました」と記載されています。人権侵害であることをよくわかった上で、発行・販売していたのです。

◆人権侵害救済の法整備

今回の事件を受けて、国は地方自治体や八士業に対して、厳正的確な処置をするよう求める通知を出しました。兵庫県は、不正や人権侵害に対して、毅然とした対応をしました。市町は、個人情報を扱う職員等が人権感覚を磨き、不正防止のために努力をしました。行政書士会は、人権研修を強化し、職務上請求書のチェックを厳しくすることとしました。

戸籍も、今回の事件を受けて法務省が、原則非公開へと検討を始めました。国会では『探偵業の業務の適正化に関する法律』が成立しました。でもまだ課題は多いといえます。

今回の事件は人権侵害事件ですが、身元調査によって、被差別部落出身者、在日外国人、病歴を持つ人等が差別的な扱いを受けてきました。「生まれ」や「家庭環境」等、本人の資質に無関係なことで不当な扱いをすることは差別です。このような身元調査を「しない」「させない」運動が各地で取り組まれてきました。にもかかわらず、今なお身元調査が行われているのです。不正に関与した行政書士や興信所が悪いだけではなく、そこに依頼する人がたくさんいるという事実を重く受けとめざるを得ません。もう一度、私たちの日常生活の中から、身元調査を許さない運動を作り直していくことが必要です。たとえば、各家庭の玄関や車に「身元調査お断り」ステッカーを貼るなど、創意工夫をこらして取り組んでみてはどうでしょうか。

◆依頼する人がいるから成り立つ身元調査 問われているのは「私」の人権感覚

誰が被害者かほとんどわかっていないこと、興信所をさらに深く調査できないこと、不正取得された戸籍謄本等が本人もしくは役所に返されていないこと等の問題がありますが、これは人権擁護行政の不備といえます。人権侵害を受けた場合に、全容を明らかにし、救済措置をとることができる法整備が必要ではないでしょうか。

＊注　職務上請求書とは、八士業（弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士）に許されたもので、職務上請求により戸籍謄本等を取得することができます。その際、請求理由を明らかにする必要はないとされています。ただし、不正に取得した場合の罰則は戸籍法や住民基本台帳法等で決められています。

平和の鐘を鳴らそう！

「平和の祈りと願い」を込めて、平和の鐘を高らかに鳴らしましょう。ふるってご参加ください。

■日時　８月15日(火)正午～午後１時　■会場　市民センター本館玄関前　■内容　午前11時45分～午後０時15分に、玄関南側の築山に設置されている“優愛の鐘”を鳴らします。その後、商工会館で、軽食付きのイベントを催します。

問い合わせ　芦屋ユネスコ協会事務局　☎38-2091(生涯学習課内)

お聞きしました！ こんなご意見・ご要望

質問　ハチの巣の駆除

自宅の軒下にハチの巣ができて、かなり大きくなっています。ハチが家の中まで入ってきて困っています。ハチの巣の駆除を、市でしてもらえるのでしょうか？

回答　公共施設や市の管理する建物内では市で駆除します。

ハチが多数の働きバチを連れて、新しい巣作りをするために飛び立ちます。適当な巣場所を見つけるまで、二日ぐらい軒下や樹木などに留まりますが、危害を加えなければ襲ってくることはありません。いなくなるのを待ちましょう。

スズメバチは、特に攻撃性・威嚇性が高いといわれています。巣に近づいた場合にのみ警戒攻撃態勢をとるようですので、巣には近づかないようにし、うっかり近づいたときには、ハチを刺激しないようにゆっくりその場を離れてください。

◆ハチに刺されないための注意事項

①ハチの近くで香水やヘアスプレー、また化粧品を使わない。②ハチのいる場所で、熟した果実やジュース等を飲まない。③黒い衣服は刺されやすく、白っぽい服の方が安全度は高い。④駐車中の自動車の窓は必ず閉めておく。

◆ハチに刺されてしまったら…

呼吸困難になり意識が薄れ、とても危険な状態になる場合もあります。蜂に刺されたら、病院に行くことが一番です。応急手当として、傷口を流水でよく洗い流し、針が残っていたら抜き取り、消毒薬で消毒しましょう。

豆知識　ミツバチは群れの数を増やすために、古い女王バチが多数の働きバチを連れて、新しい巣作りをするために飛び立ちます。適当な巣場所を見つけるまで、二日ぐらい軒下や樹木などに留まりますが、危害を加えなければ襲ってくることはありません。いなくなるのを待ちましょう。

スズメバチは、特に攻撃性・威嚇性が高いといわれています。巣に近づいた場合にのみ警戒攻撃態勢をとるようですので、巣には近づかないようにし、うっかり近づいたときには、ハチを刺激しないようにゆっくりその場を離れてください。

◆ハチに刺されないための注意事項

①ハチの近くで香水やヘアスプレー、また化粧品を使わない。②ハチのいる場所で、熟した果実やジュース等を飲まない。③黒い衣服は刺されやすく、白っぽい服の方が安全度は高い。④駐車中の自動車の窓は必ず閉めておく。

◆ハチに刺されてしまったら…

呼吸困難になり意識が薄れ、とても危険な状態になる場合もあります。蜂に刺されたら、病院に行くことが一番です。応急手当として、傷口を流水でよく洗い流し、針が残っていたら抜き取り、消毒薬で消毒しましょう。

お困りです課に相談ください。

お困りです課では、インターネット等で情報を収集し、市民の皆さんにお伝えしています。

問い合わせ　お困りです課　☎38-5401

相談窓口

[公正証書相談]　遺言書等公正証書の相談
■日時　８月８日(火)午後１時～４時(３時30分まで随時受付)　■会場　市民相談室

[行政相談]　行政への意見・要望
■日時　８月16日(水)午後１時～４時(３時30分まで随時受付)　■会場　お困りです課

[司法書士による法律相談]　登記・多重債務整理等の相談
■日時　毎週金曜日・午後１時～４時(３時30分まで随時受付)　■会場　市民相談室

[①家事相談]［②弁護士による法律相談］＜要予約＞
■日時　①毎週水曜日・午後１時～４時②毎週木曜日・午後１時～４時　■会場　市民相談室　■相談内容　①離婚・相続など②借地・借家・金銭貸借など　■申し込み　その週の月曜日・午前９時から、電話でお困りです課(☎38-5401)へ

市芦高オープンスクール

市立芦屋高等学校は、昭和37年の開校以来、平成17年度末で4,754人の卒業生が巣立っていきました。その市芦高も、平成18年度末をもって閉校となります。その前に、卒業生の皆さんに高校時代の思い出を胸の中に刻み込んでもらうため、学校を開放します。

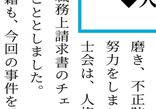

■日　時　８月19日(土)・20日(日)
午前10時～午後４時
■会　場　市立芦屋高等学校(教室・校庭・体育館等)

問い合わせ　市立芦屋高等学校　☎32-1131

花火遊びは、迷惑にならない場所と時間と後始末
ルールを守って楽しい花火

■花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう
■風の強いときは花火遊びはやめましょう
■花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊んだりしないようにしましょう
■必ず水を用意しましょう
■花火のごみは、必ず持ち帰りましょう

問い合わせ　消防本部予防課　☎38-2098

美術博物館の催し

問い合わせ
美術博物館　☎38-5432/FAX38-5434
（伊勢町12-25）

コレクターの眼　～枕～

■展示期間　９月18日(月・祝)まで＜月曜日休館・祝日の場合は翌日休館＞　■展示解説　８月19日(土)①午前11時～②午後２時～、美術博物館学芸員による列品解説(約20分)。※当日、午前10時に市役所北側広場(花壇)に集合のかたは、館までの道のり(徒歩)を芦屋にまつわる話をしながら案内　■費用　入館料

こどもがせんせい－吉原治良の戦後－

ＡＣＯＰ(アートによるコミュニケーション・プロジェクト)

■展示期間　９月18日(月・祝)まで＜月曜日休館・祝日の場合は翌日休館＞　■京都造形芸術大学学生によるギャラリートーク(指導・福のり子氏)　①８月５日(土)午前11時～正午＜中学生対象＞②６日(日)午前11時～正午＜高校生対象＞③12日(土)午前11時～正午＜小学４～６年生とその保護者(小学生のみの参加可)＞④12日(土)午後２時～３時＜一般対象＞⑤13日(日)午前11時～正午＜小学４～６年生とその保護者(小学生のみの参加可)＞⑥13日(日)午後２時～３時＜一般対象＞　■定員　①～⑥各先着20人　■費用　入館料

美術博物館＆あしみゅ～　連携事業

夏休み企画／虫とあそぼう！　虫であそぼう！
芦屋(美術博物館)に虫がやってくる

■日時　８月19日(土)午前10時～正午　■会場　美術博物館講義室・前庭　■定員　幼稚園児・小学生とその保護者(子どものみの参加不可)、先着30組・60人　■内容　折り紙の虫を作る工作や、標本の解説など専門家のお話　■講師　日本折り紙協会会員・福山登美代氏、伊丹市昆虫館主任学芸員・坂本昇氏　■費用　入館料のほか親子で500円。兄弟など子ども１人増えるごとに200円加算　■申し込み　８月16日(水)までに、住所・参加者氏名・年齢・電話(ファクス)番号をご記入し、ファクスで上記へ　■問い合わせ　あしみゅ～　☎090-9698-5061)

美術博物館喫茶室 ８月１日オープン

■名称　カフェ・ド・ルポ　■運営　㈱ウエシマコーヒーフーズ
■営業　午前８時30分～午後５時＜美術博物館休館日は休業＞
■サービス　お茶と軽食。美術博物館チケットを持参のかたは割引。

第８回 阪神芸術祭 オープニングイベント

■日時　９月３日(日)午後１時開演(０時30分開場)　■会場　三田市民会館大ホール　■内容　記念講演(映画監督・井筒和幸氏)／シンポジウム(コーディネーター：FM 802　ＤＪ・大抜卓人/パネリスト：ミュージシャン・土岐英史、株式会社サウンドクリエーター代表取締役・鈴置雄三、アートプロデューサー・木ノ下智恵子ほか)／ミニコンサート：Ａ－Ｓｈｏｗ、ＳＡＫＵＲＡ　■申し込み　往復はがきに希望人数(１枚につき２人まで、重複しての応募は無効)、全員の氏名、代表者の住所・電話番号を記載し、８月18日(金)＜必着＞までに、下記へ。応募多数の場合は抽選します。※就学前のお子さんの同伴・入場はお断りします。詳細は、阪神広域行政圏協議会ホームページ(http://www.hanshin-kouiki.jp)をご覧ください。

問い合わせ　阪神芸術祭実行委員会事務局　☎06-6489-6141
（〒660-8501 住所不要　阪神広域行政圏協議会事務局内）

エイジレスライフ・セミナー＜後期＞

【ヨーロッパ史の源流(４)】
■日時　９月14日～12月14日＜全４回＞第２木曜日・午後２時～３時30分　■会場　市民センター401室　■講師　神戸大学名誉教授・鈴木利章氏　■定員　先着100人　■受講料　3,500円

【『欺異抄』に学ぶ９－親鸞の教え－】
■日時　９月22日・10月６日・12月１日＜全３回＞金曜日・午前10時～11時30分　■会場　市民センター401室　■定員　先着100人　■講師　大谷大学特別任用教授・小野蓮明氏　■受講料等　2,600円(※教材費別・160円)

《申し込み》　８月７日(月)から、受講料を添えて下記事務室へ。定員になり次第締め切ります。

問い合わせ　市民センター　☎31-4995(火曜日休館)

女性センター・市民企画講座

【小学生集まれ！
体験型ロールプレイングゲームで人の気持ちを知ろう！】
■日時　８月22日(火)午前10時～11時30分　■会場　女性センター
■内容　コミュニケーションの意図や必要性を感じてもらう体験プログラム。例えば、勉強しなさいというお母さんと遊びたい子どもの立場で意見を交わし、人がみな違うことに気づき、自分も相手も大切にすることを知る　■講師　ＮＰＯ法人マザーズサポーターズ協会　■対象　小学生・先着25人　■申し込み　氏名・学年・住所・電話(ファクス)番号・保護者氏名を、はがき・電話・メール・ファクスで、女性センターへ。

問い合わせ　女性センター　☎38-2023/FAX38-2175
（〒659-0092 大原町2-6　ラ・モール芦屋２階）
Ｅメール　josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp

谷崎潤一郎記念館の催し

【展示室】「谷崎潤一郎　人と作品」＜７月８日～９月３日＞

【ロビーギャラリー】芦屋カルタ〈読み札を扇面に書く〉
■期間　７月20日～８月９日　■内容　芦屋市書道協会書家による、ふるさと芦屋の今と昔を語り伝える「芦屋かるた」／遊んで学び、書作を愛でる　■費用　入館料300円

【ロビーギャラリー】「業平と芦屋100浪漫」なかにし和子 原画展
■期間　８月18日～30日　■内容　芦屋ゆかりの業平さんがおしゃれな町芦屋を案内するガイドブックの原画展　■費用　入館料300円
【「業平と芦屋100浪漫」こぼれ話】■日時　８月18日(金)午後１時30分～３時30分　■費用　500円　■申し込み　中西(☎/FAX34-2402)

【特別企画】お月見の宴〔月の雫〕
～秋の夕、フルートと源氏物語(橋姫)～
■日時　９月23日(土)午後６時～８時　■内容／出演　フルート演奏・中村八千代／ソプラノ・寺本郁子／源氏物語朗読・安生直美
■参加費　2,700円(ワンドリンク付)　■定員　60人　■申し込み　電話かメールで下記へ

【文学館講座】　秋からの新講座は、下記へお問い合わせください

問い合わせ　谷崎潤一郎記念館　☎23-5852(伊勢町12-15)
Ｅメール　ashiya-tanizakikan@rhythm.ocn.ne.jp

８月 テレビ広報(番組)ガイド

芦屋市広報番組　あしや30サーティーmin.　放送時間〔30分〕

芦屋市政キララ	芦屋市財政再建 ～新たなるチャレンジ～	①8:00 ②11:30
広報トピックス	会下山遺跡発掘50周年記念事業 女性センター講座「護身術講座」	③16:00
イベント情報	のじぎく兵庫国体・スポーツ芸術「芦屋ゆかりのスポーツ写真展」・「講演会」	④19:30 ⑤22:30
芦屋の中のハワイ	本当のハワイのお話。	
ミニ特集	ドラマサーティ「続　国体物語」	※ビデオテープ貸出可
市民の時間	芦屋市議会　傍聴日記	

※「J：COMスペシャルデー」により、８月20日・26日の④の放送はありません。
■番組に関する問い合わせ　広報課　緑38-2006　■CATV全般に関する問い合わせ　㈱ケーブルネット神戸芦屋(J：COM)カスタマーズセンター　請0120-13-8160